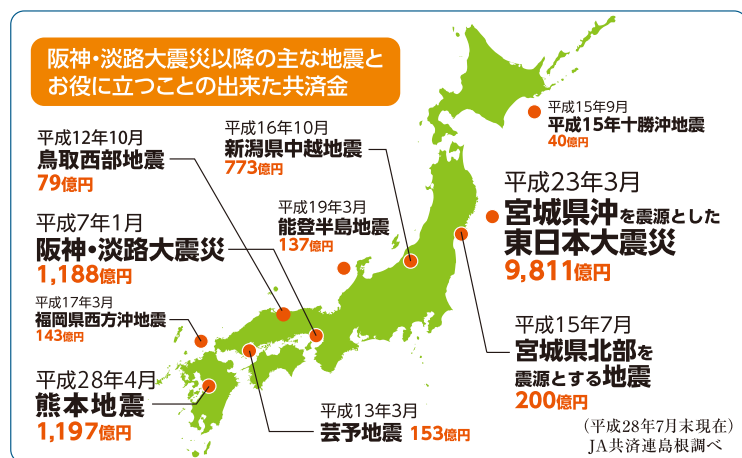




出典 JA共済連島根

阪神・淡路大震災から21年、東日本大震災から5年
私たちは「あの日」を忘れずに、建物更生共済をお勧めし続けて来ました。



JA共済では、阪神・淡路大震災において、**約10万件、1,188億円**の共済金をお支払いしました。

また、平成23年の東日本大震災では、建物更生共済で**約68万件、9,811億円**を超える共済金をお支払いしております。

平成28年の熊本地震では建物更生共済で**約7万件、1,197億円**を超える共済金をお支払いしております。
(平成28年7月現在) JA共済連島根調べ

(やまおり)

もっと知ってほしい。
日本にはこんなに心強い保障があることを。

あなたの住まいや家財への備えは大丈夫ですか？

もしもに備えて“今”ご確認ください。

保障点検の4つのポイント

- ①「地震」の保障に加入している
- ②「火災」はもちろん「自然災害」の損害も保障されている
- ③「建物」の保障に満額加入している
- ④「家財・家具」の保障に加入している

私たちはこれからも伝え続けていきます。
万が一の時にみんなが安心していただけるように。

この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」により必ずご確認ください。
転換契約の際は、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」および「保障見直し設計書」を必ずご覧ください。
詳しくはお近くのJAにお問い合わせください。



✂ (キリトリ線)

12 住まい①



地震に強い家づくりを

大地震はいつ発生してもおかしくありません

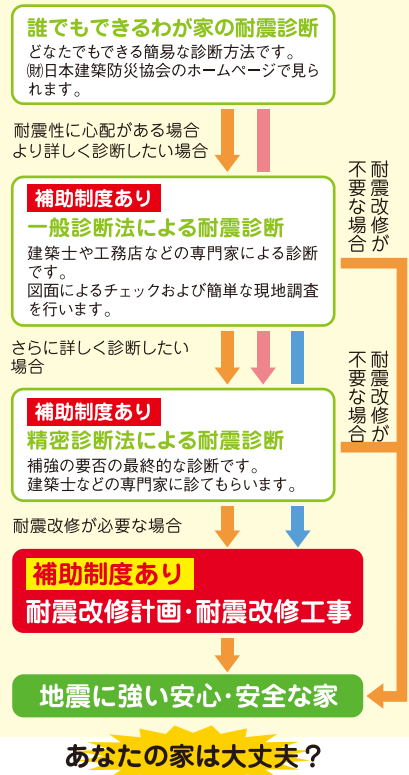
歴史的に見ると、山陰地方では2000年の鳥取県西部地震をはじめ、マグニチュード(M)6～7以上の大きな地震が幾度も発生しています。また、今年7月には政府の地震調査委員会が、松江・鳥取市を含む中国地方北部区域において、今後30年以内にM6.8以上の地震が発生する確率が40%に上るとの推計を示しています。周期的に大地震が発生する太平洋側に比べ地震リスクが低いと言われてきた山陰地方ですが、突発的な災害への備えは必要不可欠と言えるでしょう。

地震に対する「住まい」の備えはできていますか？

2016年4月の熊本地震(最大M7.3)では、住宅の全半壊が3万棟を超えました。また、1995年の阪神・淡路大震災では、地震の直接的被害で亡くなった方のうち約9割が建築物の倒壊によるものと考えられています。日々の暮らしを守ってくれる住居も、大地震の前では危険な存在に変わる可能性があります。

建築基準法に定められた耐震基準

耐震診断から耐震改修工事までの流れ



あなたの家は大丈夫？

は、1981年6月に大きく改正されました。この「新耐震基準」に適合していたかどうかで、同震災では建築物被害に大きな差が生まれたとされています。1981年5月以前に建てられた木造住宅については「耐震診断」を受けることを強くお勧めします。簡易な耐震診断の仕方は日本建築防災協会のHPで紹介しています。さらに詳しい診断は建築士や工務店などの専門家に相談すると良いでしょう。必要な改修ポイントや費用についてアドバイスしてくれるはずです。

耐震診断・改修については、さまざまな補助金や減税制度、保険制度が存在します。上手に活用し、安心で強い家づくりを進めましょう。

また、地震時に家具等が転倒すると、下敷きになって死傷したり、避難路がふさがれたりする危険があります。寝室や部屋の出入り口、廊下等への家具の設置には十分な配慮が必要です。やむを得ず設置する場合には、必ず転倒防止対策を施しましょう。

●耐震診断の詳細は日本建築防災協会のホームページをご覧ください。
<http://www.kenchiku-bosai.or.jp>

(やまおり)

2016

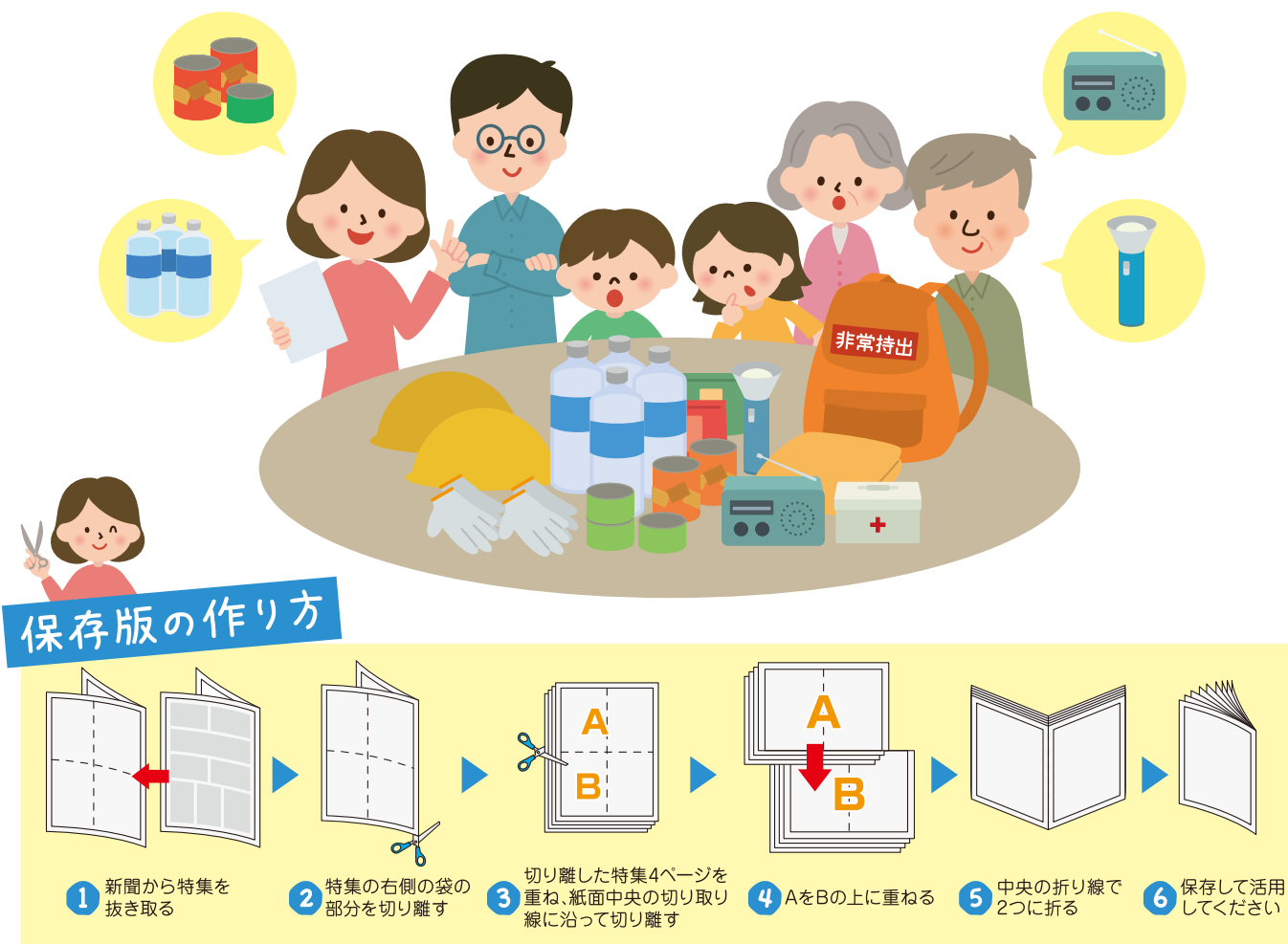
山陰さん一家の

防災マニュアル

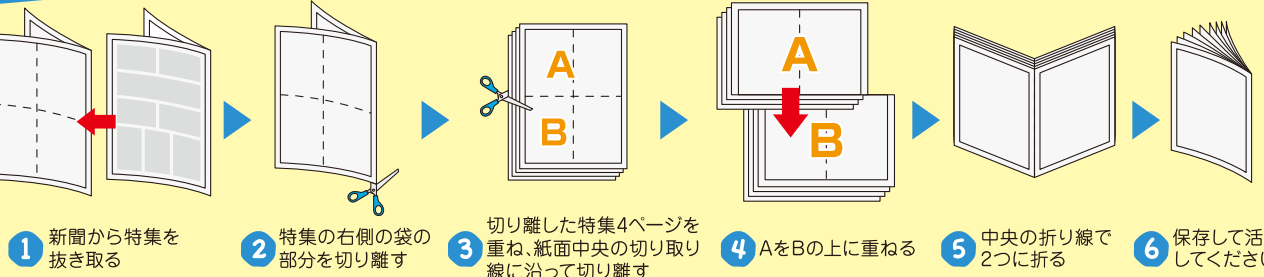
保存版

自然災害が、いつ、どこで起きるかは誰にも分かりません。

命を守り、被害を軽減するためには、防災の知識と事前の準備・対策が必要です。防災に対しての知識をこの防災マニュアルで身につけましょう。



保存版の作り方



✂ (キリトリ線)

家庭での対策① [非常用備蓄品]



飲料水の備蓄・確保について

災害発生後に訪れる大きな問題のひとつが「安全な水の確保」です。東日本大震災を機に水の安全性への意識に変化がみられ、安全な水の需要が高まりました。災害時のライフラインのうち電気、ガスは早く復旧しますが、水道の復旧は比較的遅いと言われていす。実際に東日本大震災や熊本地震直後、飲み水の確保が困難な状況に陥りました。

人間の生命活動に一番なくてはならない水が、手に入らないということが起こり得ます。災害時には「安全な水」の確保が不可欠となります。

保存飲料水を家庭で備蓄する場合

1人あたりの必要最低限を3リットル(飲料水のみ)とし、一家4人家族だとすると、3リットル×4人＝12リットル。さらに給水車がやってくるまで3日分を備蓄したとすると、12リットル×3日＝36リットル。洗顔、歯磨き等の生活水、食事の調理用水などを加

えると、さらに多量の水が災害時には必要となります。

大量の水をミネラルウォーターで備蓄するのは大変です。そして、その水は保存期限を切らさないように管理し、保管場所についても場所を取る、直射日光を避けるなど考慮しなければなりません。

ウォーターサーバーで飲料水の備蓄

その点、ウォーターサーバーは災害用の備蓄水として優れ、常に一定量の新鮮な飲料水を保管することができます。ウォーターサーバーを使用していれば、電気復旧時にはお湯を使うことも可能となります(停電時でも常温は使用可能)。温かい飲み物、レトルト食品、粉ミルクなどにも利用できることから、災害時、また赤ちゃんがいる家庭にとっても役立ちます。

水を配達するときに、使ったボトルを回収することから、無駄なゴミを出すこともなく環境にも影響が少ない



といえます。普段の生活から飲料水として、またいざという時の備蓄水としても活用することが可能です。備蓄という意識ではなく日常的に使用しながら、備蓄水を確保できます。

利便性、安全性、日常生活において有用性は非常に高いといえ、防災という観点からウォーターサーバーの有効性を考えてみてみても良いのではないでしょうか。

耐震診断・耐震改修の助成制度があります！

各市町村では、1981年5月31日以前に工事着手された木造住宅に対する耐震診断や改修等の補助制度を設けています。詳しくはお住まいの市町村の担当課にお問い合わせください。

家具固定などのリフォーム助成相談はこちらまで！

高齢者世帯等が家具や冷蔵庫などの転倒防止工事をする場合は、助成を受けることができます。

一般財団法人 島根県建築住宅センター

〒690-0883 松江市北田町35-3(建築会館内)
TEL0852-26-4577
ホームページ 島根県住宅建築センター 検索

木造住宅の耐震対策助成制度の有無				
市町村窓口	電話番号	耐震診断	耐震改修	耐震補強計画
松江市 歴史まちづくり部建築指導課	0852-55-5342	○	○	○
浜田市 都市建設部建築住宅課	0855-25-9632	○	○	○
出雲市 都市建設部建築住宅課	0853-21-6720	○	○	×
益田市 建設部建築課	0856-31-0668	○	○	×
大田市 建設部都市計画課	0854-83-8106	○	○	×
安来市 建設部建築住宅課	0854-23-3325	○	○	○
江津市 都市計画課	0855-52-2501	○	○	×
雲南市 建設部建築住宅課	0854-40-1065	○	○	○
奥出雲町 財産管理室	0854-54-2530	○	○	○
飯南町 建設課	0854-72-1900	○	○	×
川本町 町民生活課	0855-72-0632	○	○	×
美郷町 総務課	0855-75-1211	○	○	×
邑南町 建設課	0855-95-1120	○	○	×
津和野町 建設課	0856-74-0081	○	○	×
吉賀町 税務住民課	0856-77-1113	○	○	×
海士町 環境整備課	08514-2-1827	○	○	×
西ノ島町 地域振興課	08514-7-8131	○	○	×
知夫村 建設課	08514-8-2211	○	○	×
隠岐の島町 建設課	08512-2-8564	○	○	○